

令和3年度 第2回 銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議録

- 1 日 時 令和3年11月24日（水） 午後1時30分～午後3時
- 2 場 所 銚子市役所2階会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
飯田 理委員、加瀬 喜代子委員、柏熊 聖子委員、佐久間 啓子委員、
大野 慶周委員、間山 春樹委員、高田 恵一郎委員、鷺山 隆志委員、
佐野 久子委員、安藤 正委員、植村 貴委員
(欠席委員) 宮内 智之委員、野口 光男委員
 - (2) 事務局
越川市長、林市民課長、小保方保険年金室長、岩船主査、内匠主査、渡邊主査
- 4 傍聴者 あり 1名
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 市長あいさつ
 - (3) 議事
国民健康保険料の見直しに係る意見交換について
 - (4) 閉会
- 6 会議概要

事務局 (渡邊主査)	<p>本日は、お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>開会前に、委員の皆様には携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、会議次第、次に説明資料として、銚子市国民健康保険の保険料率見直しについて、資料1から資料6、その他に委員名簿と銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則でございます。</p> <p>資料が不足している方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>なお、本日は、野口副会長、宮内委員から、所用のため欠席とのご連絡をいただいております、本日の出席委員は、11名です。</p> <p>さて、委員改選後、皆様がお集まりになる初めての会議となりますので、皆様から一言ずつ、いただければと思います。</p> <p>【 あいさつ・・・委員 】</p> <p>皆様、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。</p> <p>【 事務局職員紹介 】</p> <p>それでは、ただいまから、令和3年度第2回国民健康保険事業の運営に関</p>
---------------	--

	<p>する協議会を開催いたします。</p> <p>銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条第1項の規定、過半数の出席により、本日の会議は成立しましたことをご報告いたします。</p> <p>また、本日の会議は、これまでと同様に会議録を作成し、市のホームページで公表しますので、ご了承願います。</p> <p>次に、市長からごあいさつを申し上げます。</p>
越川市長	<p>皆さん、こんにちは。市長の越川です。本日は、大変お忙しい中、改選後、初めてとなります国民健康保険事業の運営に関する協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>このたび、5名の皆様に新たに協議会委員に就任をいただきました。就任を快諾していただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。</p> <p>また、令和6年までの3年間の任期となりますけれども、どうぞよろしく願います。</p> <p>鷲山隆志会長におかれましては、これまでの国民健康保険事業への功勞に対しまして、来月、12月でありますけれども、千葉県国民健康保険団体連合会理事長の感謝状が贈呈されることが決定しております。受賞をお祝い申し上げますとともに、長年のご尽力に改めて感謝を申し上げます、ありがとうございます。</p> <p>さて、大野医師会長からもお話がありましたけれども、新型コロナにつきましては、全国的に感染が、ほぼ収束状態にありますけれども、銚子市におきましては、今月、11月に入って19人の新規感染が確認されております。千葉県内の人口当たりの感染者数では、最も高い水準になっております。</p> <p>また、昨日も千葉県内の感染者の発表は2名でありましたけれども、そのうち、1名が銚子市の在住者でありました。</p> <p>経済活動もしっかり回復させながら、同時に、手洗い、マスクなど基本的な感染対策を継続させていく必要があると考えております。</p> <p>さて、国保の財政運営については、平成30年度から運営が都道府県化されまして、4年目を迎えております。</p> <p>平成29年度には、2億6,700万円ありました繰上充用金、いわゆる実質的な累積赤字でございますけれども、この2億6,700万円が、平成30年度には1億3,600万円、令和元年度には7,400万円、そして令和2年度決算では、6,400万円というように減少し、今後は、単年度の赤字になり、再び、繰上充用金が増加することも危惧されております。</p> <p>また、資産割を実施しているのが、千葉県内では銚子市のみとなっております。負担の公平性の観点からも早期の廃止が求められているところであります。</p> <p>また、介護納付金についても、県から示された標準保険料率に近づける検討も必要でございます。</p>

	<p>こうした中で、市としては、来年、令和4年4月から、資産割の廃止を含めた保険料の見直し、組替えを実施したいと考えております。</p> <p>正式には、次回の運営協議会の中で、改めて諮問をさせていただきますけれども、本日は、ぜひ、委員の皆様から忌憚のないご意見を伺い、より良い見直しができるように努力をしてみたいと思います。</p> <p>本日は、よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (渡邊主査)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第3条第5項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、鷺山会長からごあいさつと開会宣言をお願いいたします。</p>
鷺山会長	<p>委員の皆様には、ご多忙にもかかわらず、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>委員改選後、初めての会議となりますが、委員の皆様には本市の国民健康保険事業の健全運営に関し、また、国保制度改正に伴う事業運営につきましても、慎重かつ適正なご意見を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>本日、事務局からの議題は、「国民健康保険料の見直しに係る意見交換について」の議題1件です。</p> <p>それでは、ただいまから、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。</p> <p>議事に入る前に、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、柏熊委員と飯田委員にお願いいたします。</p> <p>また、当協議会の傍聴を希望する方がおりますので、他の協議会の例に倣いまして傍聴を許可してよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし
鷺山会長	<p>それでは傍聴人を入室させてください。</p> <p>傍聴人に申し上げます。会議の妨害となるような発言を行った場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめ申し上げておきます。</p> <p>また、写真・録音については、ご遠慮願います。</p> <p>なお、携帯電話は、あらかじめ電源を切るなどして会議の妨害とならないようお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。</p> <p>議題「国民健康保険料の見直しに係る意見交換について」事務局の説明を求めます。</p>
小保方室長	<p>それでは、お手元のA4横の資料1から順に説明させていただきます。</p> <p>A4縦「銚子市国民健康保険の保険料率見直しについて」の資料は資料1から6の説明と、本市の現状と保険料見直しの方向性などについてのまとめになりますので、併せてご覧いただきたいと思います。</p> <p>【資料1】令和3年度国民健康保険料率比較をご覧ください。</p> <p>表の銚子市保険料率の欄で国民健康保険料の内訳について簡単に説明いたします。</p> <p>左から、医療給付等に要する費用を賄う医療給付費分、次に75歳以</p>

上の後期高齢者医療を支えるための後期高齢者支援金、この2つはすべての被保険者が保険料を負担しています。

そして、介護納付金分についてですが、介護保険は65歳以上の1号被保険者の保険料と2号被保険者である40歳から64歳までの被保険者の保険料と公費によって運営されています。

この2号被保険者である40歳から64歳までの被保険者の介護保険料は、市が運営する国民健康保険や事業者などが運営する社会保険など、それぞれが加入する健康保険の保険料と併せて徴収され、介護納付金として納める仕組みとなっています。

その3種類の保険料をそれぞれ、能力に応じた負担を応能割（所得割・資産割）で、サービス、受益に対する負担を応益割（均等割・平等割）として、負担が偏らないよう、応能割と応益割の割合50：50を基準としてバランスをとりながら、保険料率を決定します。

改めて表をご覧ください。銚子市の現行の保険料率と千葉県から示された令和3年度分の標準保険料率との比較です。

この標準保険料率というのは、翌年度における千葉県の国民健康保険の事業運営に必要となる費用を市町村ごとの納付金として額を定め、その納付金の財源である保険料を集めるために必要な率を示すものです。例年11月下旬ごろに仮数値が、1月中旬に確定値が示されますが、今年は少し遅れている状況です。

表の右側の欄をご覧くださいと、銚子市は医療給付費分が高く、後期高齢者支援金と介護納付金分は不足している状況です。

資料1の一番下の※で保険料の現状を記載しておりますが、単年度では黒字を確保できているものの、後期分と介護分の不足を医療分で賄っている状況です。

特に、介護分は40歳から64歳の被保険者が負担する保険料ですので、現状は、それ以外の方に負担していただいている状況です。

次に【資料2】国民健康保険標準保険料率及び納付金の推移をご覧ください。

県が示す標準保険料率は、平成30年度から各年度間でみると増減がありますが、30年度と令和3年度の比較では、均等割、所得割が大きく増加しています。

一方で納付金総額の欄を見ますと、納付金は医療分、後期分、総額は減少していますが、これは被保険者数の減少によるもので、1人当たりでは、全て増加しています。介護分については、被保険者数が減少しているにもかかわらず、総額も増加しており、1人当たり11,220円も増加しています。

一方で、本市の保険料は、平成24年度に保険料率を改定した後は一世帯当たりの保険料限度額の見直しのみで、保険料率は10年間据置きとなっています。この間、平成30年度に国民健康保険制度が市町村単位から県単位へと広域化され、国費の割合が引き上げられたことにより、広域化後は単年度の黒字が確保できるようになったところ です。

また、平成24年度当時の限度額は77万円でしたが、令和2・3年度は99万円まで引き上げられています。なお、後ほど説明いたしますが、令和4年度にも引き上げを予定しています。

【資料3】をご覧ください。

令和3年度国民健康保険料決算見込額と県が示す保険料必要額との比較ですが、資料の右下になりますが、令和3年度は10月時点の決算見込みで、約3,000万円の単年度収支の黒字を見込んでいますが、令和2年度末現在で累積赤字が約6,400万円残っていますので、令和3年度末には、約3,400万円に縮減する見込みです。

本市の国民健康保険事業特別会計財政計画で目標としている、令和4年度末での累積赤字解消の目標を達成するため、引き続き歳入確保に努めます。

なお、令和2年度の単年度収支が約1,116万円であったことに比べ、令和3年度が3,000万円と改善する要因は、令和元年に比べ令和2年の国保加入者の賦課対象所得額が増加し、1人当たりの保険料調定額が増加したことが大きな要因です。

次に【資料4】A3の試算表をご覧ください。説明資料は2ページになります。

試算表、一番上の段、保険料必要額の欄ですが、令和4年度の保険料率見直しの試算にあたり、暫定的に必要な保険料額を設定するため、令和4年度の1人当たりの保険料額を、令和3年度の県標準保険料率から算出した1人当たりの保険料額と同額・据え置きと仮定し算出しました。

2段目は銚子市の現行の保険料率、3段目が現行保険料率で限度額を引き上げたもの、4段目・5段目は3段目の試算結果から資産割を段階的に削減したものです。

この試算の結果、資産割を0%、廃止とした場合、保険料総額が約7,000万円減少するため、資産割以外の引き上げにより、一段目一番右側の列の保険料収入見込額欄と同額以上が確保できるような料率を設定する必要があります。

そして、保険料率の見直しにあたっての課題が2つ、一つは、県内で1市となった資産割の廃止、二つ目に、不足している介護分の引き上げになります。

これを踏まえて今回、試算①～④を提示させていただきました。

①～④の内容ですが、まず、①、②は、資産割の廃止による減額を介護分の増額で対応したものです。

この試算で、2つの課題は解消することとなります。

③、④はこれに加え、医療分が高く、後期分が不足している現状にも踏み込んで、①の医療分と後期分の割合を組み替えたものです。

医療分と後期分は、対象者が被保険者全員で全く同じなので、組替えの緊急性は高くありません。

市としては、資産割の廃止と介護分の見直しだけに焦点を当てたほうが、被保険者の方が、理解しやすいかと思っておりますので、保険料率の見直

しの方向性として、今回は、資産割の廃止を優先し、最小限の見直しにとどめ、次回改定の際に、県の標準保険料率を参考に医療分、後期分も含めた見直しを行ってはどうか。

その際には、3年程度のサイクルを定め、定期的に保険料率を見直すこと。保険料を上げる下げるではなく、定期的に適正かどうかを見直す必要はあると思いますので、そういったルール作りを進めたいと考えています。

説明資料の3ページに移りますが、令和4年度の仮数値がまだ示されていないため、試算表はあくまでも方向性を検討するための資料としての参考にしていただきたいと思います。

なお、この試算には、財政計画に計上している令和3年度・4年度の一般会計からの法定外繰入れを見込んでいません。繰入金は市内部で協議の上、ご報告させていただきます。

説明資料3ページに試算①・②の見直しを行った場合に影響を受ける範囲をまとめましたので、ご覧ください。

参考の表にありますとおり、40歳から64歳の被保険者のみが増額もしくは増減の相殺ということで影響を受けますが、それ以外では、資産割廃止による減額または変更なしとなります。

介護分は、現在、必要額の6～7割程度しか確保できていないため、介護分の料率見直しは避けられませんが、介護分を必要額まで引き上げると、現在の1.5倍程度に増額が必要となるため、その増加幅が許容されるか。どの程度抑えられるかが、ポイントとなります。

また、介護分は引き続き増加が見込まれるため、次回改定時にも急激な引き上げとならないよう、今回の改定で必要額の8～9割程度を確保し、なお不足する分は、全被保険者が負担する医療分及び後期分に対応することも選択肢としてはあるかと思えます。この辺りは、県の仮数値が示された後で、次回会議の際、改めてご判断いただきたいと思います。

資料5・6は、試算①・②とした場合のモデル世帯の影響額を示したのですが、表の中ほど、ケース2-②介護に該当し固定資産税の無い世帯の影響額が最多となります。

このケースは世帯員が2人とも介護に該当するため、特に影響額が多くなっていますが、実際には、介護該当者のいる世帯は4,417世帯で介護該当者の人数は5,339人ですので、1世帯で2人介護に該当する世帯は、それほど多くはないものと考えられます。

本日は、まず、市の保険料率見直しの方向性についてのご意見、資産割を廃止し、介護納付金を見直すことに対するご意見、そして、試算表①～④のパターンに対するご意見などをいただきたいと思います。

最後に説明資料の4ページをご覧ください。

中ほどのその他の改定ですが、保険料率の見直しのほか、来年度に改定を予定しているものとしまして、最初に触れましたとおり、限度額の引き上げがあります。

厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において、賦課限度額につ

	<p>いて、引き上げの方針が示されたことから、今後、必要な制度改正等が行われる見込みです。本市においても国の動向を注視し、賦課限度額を医療分を63万円から65万円、後期分を19万円から20万円へそれぞれ改定するため必要な手続きを行います。介護分は17万円で据え置きで、合計は102万円となります。</p> <p>また、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和4年4月から未就学児に対する均等割軽減が制度化されます。表に記載のとおり、1人当たりの均等割を5割軽減するものです。</p> <p>これらは、保険料率の改定と併せて、3月市議会定例会に条例改正案を提出する予定です。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
鷺山会長	<p>ありがとうございました。それでは、今の事務局の説明を受けて、委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますが、説明を受けて、すぐに意見というのも、皆様戸惑うと思いますので、それでは、ここで少し整理する時間を設けたいと思います、いかがでしょうか。それでは、5分程度、整理する時間を設けたいと思います。</p> <p>それでは、ご意見等ある方は、発言をお願いします。どうでしょうか。</p>
柏熊委員	<p>なぜ、今まで資産割を残したまま、最後の1市になってしまったのか。どうして資産割を残してしまったのかということについて伺いたい。</p>
小保方室長	<p>保険料の見直しというものを、この10年間してきていなかったという一言に尽きると思います。</p> <p>県内で1市になったというタイミングとしては、やはり広域化、千葉県が国保の事業者として全体を見ると、そのタイミングで資産割を廃止した団体が多かった。それまでは複数の団体がいたのですが、その30年度のタイミングで廃止をした。</p> <p>けれども銚子市は、その際も保険料率については、見直しをしてきませんでした。保険料率を現状維持しながら、繰上充用を解消するという方向で単年度収支を確保するためにも、そのままの保険料にしておけば、単年度の黒字も出るということで、それによって繰上充用を解消するというような方向性できてしまっていたのかなと思います。</p> <p>令和4年度で解消ということで、そろそろ先も見えますけれども、そのタイミングでは、収支の差が、それほど多くななくなってしまったので、資産割を廃止するだけという保険料の見直しはできなくなってしまったというような部分はございます。</p>
林課長	<p>今、保険年金室長からもお話ししましたがけれども、平成30年度の広域化に合わせて一斉に資産割を廃止していく動きになっていまして、ちなみに旭市は平成30年度に20%を廃止、匝瑳市は令和元年度に25%を廃止、香取市は平成30年度に25%を廃止、東庄町は令和元年度に40%を廃止といった動きになっております。</p> <p>一方、銚子市の場合は、平成20年度に当時45%から20%に改定をしまして、それ以降、そのままになっているということでもあります。</p> <p>先ほど、お話ししましたがけれども、広域化の時に、本来であれば、標</p>

	<p>準保険料率に合わせて料率を変えていけばよかったですのですが、その前の累積赤字の解消ということがございまして、そのまま銚子市の場合は、資産割を残してしまいました。従いまして、令和元年度以降は、資産割を残しているのは、銚子市だけということになっております。</p>
柏熊委員	<p>資産割の方が徴収しやすく、赤字の穴埋めをするために資産割を残したということですか。</p>
林課長	<p>資産割そのものが、徴収しやすいものだったのではないのでしょうか。</p> <p>ただ、不公平な部分もあって、例えば、銚子市外のところに土地などを持っていても、銚子市の国保の資産割には反映されないということもございまして、たまたま相続などで、銚子市の土地や家屋があると、資産割がかかる方もいらっしゃいます。柏熊委員がご指摘のとおり資産割が比較的徴収しやすい保険料だったと思います。</p>
越川市長	<p>本来は、平成30年度に、都道府県化された段階で思いきって見直すということも考えられたんですけども、赤字部分が残っていたということ、当然、資産割の部分を減らせば、所得割の部分を増やして負担が増える方も出てきますので、その辺が急に上がる方と下がる方がいるので、そこを20%からいきなり0%にすべきなのか。20%を10%にして最終的に0%にというような、ゆるやかな改正にしようかという議論を内部で行った経過はありましたけれども、千葉県内で銚子市を除いて全て廃止しておりますので、思いきって廃止をし、また、この廃止によって、資産がなくて所得のある世帯の方などは値上げになってしまいますけど方向性としてはやらざる得ないのかなという判断を今回したということです。</p>
鷲山会長	<p>今、説明がありましたけれども、県内で本市1市ということで、県から資産割を廃止するようにとか、そういった指導はあるのですか。</p> <p>資産割は、固定資産税の20%を賦課しているのですが、税ではなく、料という形であっても、税の二重払いといったような話とかはあるのでしょうか。</p>
小保方室長	<p>つい先日、県の保険者指導を受けまして、その際にも県の方から資産割の話は触れられまして、銚子市では資産割をどうするのかという話がありました。</p> <p>やはり、県としても、銚子市だけ資産割が残っていますので、どうですかということを毎回聞かれるという状況であります。</p> <p>あとは市民の方からも、今、会長がおっしゃられたように、税の二重取りだろうということで、千葉県で銚子市だけになったのに、いつまで続けるんだといったご意見を複数いただいておりますので、私どもといたしましても、できれば、この機会に段階的にではなく、一気に廃止をしてしまったほうが、逆に理解を得られるのかと思います。</p> <p>段階的というのが、逆に、何で、また残るのかということにも繋がりますので、一気に廃止するのが良いと判断しております。</p>
鷲山会長	<p>はい、ありがとうございました。その他に、ご意見ございますでしょうか。</p>

柏熊委員	<p>説明資料3ページに、市長も先ほどおっしゃっていた、緩やかな変更ということで、40歳から64歳の方は増額することもある。</p> <p>では、40歳から64歳の対象者の方は、どのくらいいらっしゃるのでしょうか。</p>
小保方室長	<p>資料4などでの来年度の試算では、国民健康保険に加入をされている40歳から64歳ですが、来年度の推計ですと5,339人、こちらの資料5、6の欄外に介護該当世帯数、被保険者数がありまして、5,339人いらっしゃいます。被保険者が16,346人ですので、約3分の1の方が介護に該当するという形になります。</p>
佐久間委員	<p>資料5で、1世帯で2人介護該当となる世帯とあるのですが、私は、ここの世帯にあたるのですが、私と夫で親を介護しております。このまま高齢化が進んで、私も60代になって、その私が高齢の親を介護するという形が進んでいくとなると、少し心配な部分はあるし、それから、資産割の方がなくなる場合に、介護分で値上げをするということですが、説明資料を見ると介護分を必要額まで引き上げると現在の1.5倍程度になる。</p> <p>急に、そこまで引き上げるといっていいということではなかったけれども、結構、介護というのは大変で、市の財政の事情があって、少しずつ引き上げるのは、やむを得ないというふうになった場合、一市民として、介護料が上がるというのが、一気に来ってしまう、なので、まあ上げるといって前提に話していて、大変申し訳ないのですけれども、もう少し介護分を上げた分、このようなサービスを受けられますとか、そういう連携だとか、あとは医療給付分が黒字だから、その分を充てるということでしたけど、銚子市の場合、病気になって早くに亡くなる方が県下でも多いとか、健康面で、とても心配な市であるということは、以前いただいた資料で伺いましたが、市民の命と健康を守ることから考えて、健康であれば、医療費もかからず、そんなに負担もなくということなので、市民の健康を前提として、市が、どういうふうに取り組んでいきますよ、だから介護の方を充実しますので、こういう事態なので、少し上がりますよというような手立てを並列していかないと、ただ上げますよ、お金が大変なので上げますと言うと、こういう家庭は、すごく負担になるし、まあ、40歳から64歳の方が該当とありますが、結構お金がかかる時期ですよ。給料天引きなので、抵抗し難いですが、自分が退職した後、こういうサービスが受けられる、両親にこういうような介護で充実して、やってあげられるというような、そういうものと同時に見直して進んでいかないと、ただ上げられると言われると、少しの金額でも、すごく負担になるという風に、今、介護をしている身で言うと、ちょっと、こういう風に充実してくださるのかなという不安がちょっとありましたので。</p>
小保方室長	<p>今、佐久間委員がおっしゃったことは、本当に理解できますし、おっしゃるとおりだと思います。</p> <p>何点か制度的な問題を説明させていただきますと、資料3ですが、な</p>

なかなか難しい話ではあるのですが、こちらに県の方から、毎年、例えば、銚子市で、これだけ県に納めてくださいといった金額が示されます。それに対して、保険料を集めて納めているというような状況になっているんですけど、資料3の中央に県必要額との差とあるんですけど、どうしても医療分、こちらがすごく多く集まっている。後期分と介護分は不足している。医療分と後期分は対象者が、全く同じなので、どちらで納めていただいても、組み替えたとしても額は変わらないんですけども、介護分に関しては、約8,000万円不足している部分というのが、結局、トータルで医療費分の方で賄っているという形になっております。介護分が今まで値上げせずに来てしまっていた部分というのが、非常に問題点としてございます。

急に、今回上がるというのは、今まで相応の見直しをしてこなかったことによるものということが1つあります。

こちらの介護納付金というものの算定が、全国すべての40歳から64歳までの方の所得に応じた割合ということで、国で、国全体の組織の中で割り振りを決めて、千葉県国民健康保険の中で、これだけ集めてくださいという金額を千葉県に示しまして、県が県内市町村に割り振って、銚子市はいくらお願いしますという形でできてしまうので、銚子市が何をどう努力しても、この金額が即座に変わるものではないということだけ、1つご理解をいただきたいと思います。

医療分であれば、国保の加入者が健康になっていけば、給付費が抑制されますけれども、介護分に関しては、保険料を集めるのは40歳から64歳の方から集めるんですけども、それを65歳以上の介護保険に仕送りするだけなので、65歳以上の介護の給付が減っていかないと、この部分は、どんどん増えていく形になってしまって、今、毎年増えている。健保に関しても、それは同じかと思えます。

なので、銚子市の介護保険のところ、どう努力したから、ここが減るということではなく、ここを減らすということに関しては、国全体の長い目を見た取組といった形になってきてしまうと思えます。

ただ、おっしゃられたように、今、老々介護という言い方がされていますけど、高齢者が高齢者を介護するといった世帯というのが、どんどん増えておまして、佐久間委員のところは、まだ60代ということで、まだまだお若いですが、高齢ご夫婦だけの世帯という形での介護というのが、本当に大変であって、なかなかサービスを使いたくても、自己負担分が厳しいという状況があるということも、私も以前、介護の担当部署にいましたので、いろいろと市民の方から直接お話は聞いておりました。1割負担から2割負担という負担増になる見直しも、介護も、後期高齢者でもいろいろ負担増の見直しばかりされていて、その中で保険料の負担もより多く求められるということに対するご意見としましては、心情としては、わかるころではあります、なかなか介護納付金については、市単独で何かを減らすことができないという状況も制度的な問題として、ご説明させていただきます。

	<p>また、医療費抑制をして、医療費給付費分、こちらが下がれば、トータルとしては保険料の必要額は減っていくというもの、また事実ですので、そういった部分については、もっと被保険者の方へのいろいろな啓発、特定健診の受診率なども銚子市、やはり、あまり高くないですので、そういった所をもっときちんと啓発していきながら、保険料を全体で、どう抑制できるかという部分についても、今後検討していきたいと思います。</p> <p>銚子市の医療費、実は、県内の平均で見ると、平均よりも少し下ぐらいとなっています。それでも、やはり負担が軽いということではございませんので、やはりそのへんも含めて、トータルで何かこう、いろいろな計画の中で、健康の部分で推し進めていける部分があればと思っております。</p>
佐久間委員	<p>健康で長生きが一番ですね。市民への周知など1つの課だけでは、できないので、やはり連携したりしていかななくてはならないですね。</p>
柏熊委員	<p>一番働き盛りの区分が上がることになる。私も介護分が取られていても、それを何に使っているのかというのがある。</p> <p>実際、介護事業所を使うとお金を払うわけですし、なかなか利用できなかったりするわけですね。払っているのに利用できない、何でなのだろうと、いろいろ思いますけれども。</p> <p>もう少し、介護納付金について、対象の世代の方に、きちんと皆さんにお伝えすれば、理解が得られるのではないかと。</p> <p>どうしても、国民健康保険料が上がると、どうしてなのか、他市ではどうなのかなど、他市と比較することになりますが、そうすると銚子市が高いとか言われますよね。比較していないからわからないですけども。</p> <p>その辺を皆さんに周知をされた方がいいのではないかと思います。</p>
小保方室長	<p>おっしゃるとおりで、国民健康保険料という1つの保険料として、皆さん認識されていますので、この内訳が、こういった医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分と、それぞれあって、それぞれに必要な額があるんですといった説明をたぶん今まで、表に向けてしてきていなかったのは事実です。</p> <p>なので、今回、ここの介護分をピンポイントで見直すということであれば、やはり、そこの部分の説明はすごく大切だと思いますので、そこについては、より丁寧な説明をしながら、ここの部分で、ここが必要なんです。ここが足りないということに合わせて、しっかりと説明しなければならないと思っています。</p>
鷺山会長	<p>他に、ご意見ありますでしょうか。</p>
間山委員	<p>改定というのは、毎年というわけではないんですよ。ずっと改定していなかったですからね。何で改定しなくて済んだのか。今回、何で改定しなければならないのか。その理由がどのような理由なのか。</p>
小保方室長	<p>まず、先ほど申しましたとおり、保険料の改定、最後は平成24年度に行いました。それ以降見直しはせずに、ずっと来ていまして、平成</p>

	<p>30年度に広域化をする前の段階で、赤字がだいぶ積み上がってきた。累積赤字があるにも関わらず、その時点では、料率の改正は見送りしていたという中で、実は、平成30年度の国保の広域化の段階で、公費がより増額されたということで、本来ならば、そこで料率を引き下げる改定が各市町村可能であったと思うんですけども、そのタイミングで自治体によっては、他を上げずに資産割を廃止するだけという改定をしたところもいくつかありました。銚子の場合も累積赤字がなければ、そのタイミングで、なんらかの見直しをして資産割を廃止するだけで済めば、そういった選択肢もあったとは思うんですけども、累積赤字を解消しなければならぬということで、その収支差が何千万とあるものを、それをもって累積赤字の解消に充てるという方向で、保険料のマイナス改定も見送った。プラス改定をしなかった分、そのタイミングでも、マイナス改定をせずにトータルで今その収支差が、去年の単年度収支が、1,116万円ということで、もう少しすると、また赤字になる所に来てしまいました。財政計画の方でも、本来は令和3年度、今年引き上げをする予定だったんですけども、そこもちょっと昨年のコロナの影響もありましたので、1年先送りをして、令和4年度に保険料率を見直しする形で、財政計画を昨年度に改訂させていただいたところです。</p> <p>今年度、また、収支差が黒字になる見込みですけれども、ある程度の余裕、現行の保険料率並みで、1人当たりの保険料が今と同じくらいにした上で、資産割を廃止して、収支が多少プラスが生めるというような今のタイミングで1度見直しを行い、資産割を無くして整理したいと、来年度に資産割を廃止というのが、一番大きな目標として、今回、提案をさせていただいています。</p> <p>その際に、やはり1人当たりの保険料率を今と同じにするということは資産割がなくなった分、他のどこかで、ある程度いただかなければいけないというところで、現実問題として不足している介護納付金分という限られた被保険者が負担する部分を適正な金額に見直しをして、調整をかけられればと、今回、このような提案をさせていただいております。</p> <p>委員がおっしゃられるとおり、本来は、累積赤字が積み上がっている時に、きちんとした見直しをしていれば、また違った形にはなっていたのかもしれないですけども、その時の市民生活への影響というものもありますけれども、今回、それをあまり先延ばししすぎている、どうかということで今回の提案ということです。</p>
<p>鷺山会長</p>	<p>先ほど、令和3年度の収支見込みで、不用額を合わせて3,000万円程度の形式的な黒字となる。累積赤字が6,400万円ということで、今年度の黒字で、累積赤字が3,000万円程度になるとの説明でした。</p> <p>また、資料4を見ると、資産割を廃止した場合、約7,000万円のマイナスになる。そうしますと、累積赤字の解消は先送りになると。</p> <p>あるいは、介護分を21,000円、2.6%にすると、およそ6,400万円のプラスになる。先ほどの説明の中で、介護分と資産割、これを相殺して、少し差が出るくらいですね。</p>

	<p>先ほども、いろいろな意見が出たんですが、介護分が極端に上がってしまうのではないかとといったことも考えられますけれども、そういった中で見直しというのは事務局の方では、どのように考えていますか。</p>
小保方室長	<p>介護分は、①のほうですと、均等割21,000円ですので、14,000円から1.5倍になりまして、所得割も1.8%が2.6%ですので、0.8%も上がるということで、ここは非常に大きな上げ幅になってしまっていると思います。</p> <p>実際に、県の方から数字が来ないと、はっきりとしたことは、当然申し上げられないですけれども、例えば、その下の②の20,000円、2.5%、わずかではございますけれども均等割を1,000円、所得割も0.1%抑えてというような、このあたりが県から数字が来た時に、どこまで抑えられるのか、実際に数字がわからない中で、なかなか難しいですけれども、この辺を上限に見ながら県からの数字と突合して、もう少し引き下げ可能なものなら、そこを下げるなど調整しながら、次の会議の試算をさせていただきたい。今日、ご意見として、ある程度、方向性としてさせていただきたいのが、資産割は廃止でよいのか、0%で試算を進めさせていただいてよろしいでしょうかということと、その部分をフォローするのは、介護納付金を中心に据えながら全体として、この程度の金額が確保できるような料率というものを探っていく。そういう試算方法になってしまうんですけれども、そういった中で、介護分はさすがに、このくらいが上限じゃないですか、これ以上上げたら、いくらなんでも上げすぎですよというラインがもし、この辺の赤とか青の数字を見ながら、どの辺が上限ですという、ご意見がいただければ、それを上限にしながら、県の数字を見て、もし他の医療分とか後期分をどうしても変えなければいけないような数字になってしまえば、それも試算の段階で、いろいろ調整した上で、次回お示しします。そこで介護の上限というものをある程度、この辺くらいでという数字がいただければ、私どもとしましても、次の試算の資料がお示ししやすくなります。</p>
鷺山会長	<p>今日は、そこまで検討ですか。</p>
小保方室長	<p>ある程度の方向性として、このくらいが青とか赤くらいのレベルなんですけど、それより超えるのは厳しいのではないかと、ご意見があればいただくと大変助かります。</p>
鷺山会長	<p>先ほどのご説明の中で、来年度の納付金、まだ県の方から来ていない。12月に入ってからという中で、令和2年度については、新型コロナウイルスの影響で受診控えがあり、結構、剰余金が出るのではないかと、ということもあり得るんですけど、標準保険料率は、相当下がるのではないかと、といったようなことも推測されるんです。</p> <p>今日、このくらいのこととお話でしたけれども、そういった状況を踏まえないと、非常に難しいのかなと思っています、どうですか。</p>
小保方室長	<p>実際に、県の方でも、清算部分の額が、非常に大きいということは、はっきりしているんですけれども、次年度以降の変動を抑える、要は今回下げてしまうと、次に上げなければならないというようなところもあ</p>

	<p>るので、そこは、あまり変えないように平準化するために財調に積んでというようなお話があります。そうすると、大きく下げるということは、あえてしないのではないかとということも予想されます。下げてくれば、来年度単年度はそれで、収支が改善して大丈夫なんですけれども、それで料率を設定してしまうと、今度、令和5年度に、またすぐに上げなければいけないということも起こり得るので、できれば今年の1人当たりの保険料くらいのイメージで来年も、県が1人当たりこのくらいくださいと言われると想定して、このくらいの金額を確保ということで資料を作らせていただきました。デコボコするよりは、ある程度一定のラインで、3年くらいのスパンで見直しをかけていくというようなことを考えると、仮に来年、料率が大きく下がったとしても、すぐに次の年に上げるわけにもいきませんので、その辺のバランスを取りながら、次回の資料を作らせていただきたいと思います。</p>
越川市長	<p>今、話がありましたように、県の料率が出てくるのを、もう少し見極めなくてはならないという部分があるんですけども、基本的な考え方としては、資産割を7,000万円下げる部分を介護分で6千数百万円増やして相殺して帳尻を合わせるというのが、今回の基本的な考え方で、とは言っても、介護分の上がり方が1.5倍というのは大きすぎるという、ご意見がありました。</p> <p>例えば、それをもう少し抑えるために、その分の財源をどうするのかという問題もありますので、最初に戻りますけれども、その部分もあって資産割をいきなり20%を0%にということではなく、例えば、20%を10%に抑えて、介護分の上昇も抑えるという考え方もあることはあるんですけども、本来、資産割自体があまり望ましくないということなので、そこは、資産割を廃止せざるを得ないのかなということでも苦慮しているということでもあります。医療分とか後期分で、そのような調整ができるのか、県から出てくる料率がもう少し下がるということで、介護分を緩和できるのかということをもう少し見極めなければならないと思います。</p> <p>ちょっと確認したいのは、資産割を一気に廃止すべきかどうかということなんです。廃止すれば、そのしわ寄せが介護分の負担にいくと、そこで帳尻を合わせると、県内でも資産割があるのは銚子市だけなので、この機会に廃止せざるを得ないとは思っているんですけども、そこは、もう少し抑えてという考え方は、皆さんあるのかどうかも確認したい。それによって、今後の作り方が変わってきてしまいますので。</p>
小保方室長	そこが、私どもとしても、1番ご意見をいただきたいところです。
鷺山会長	皆さん、どうでしょうか。
間山委員	資産割をそのまま続けるということに関して、何かペナルティみたいなものはあるのですか。
小保方室長	ペナルティはございません。
間山委員	市がどのようにやろうとですか。
小保方室長	今、全国的な傾向として資産割というのは、あまり望ましくないとい

	う方向にいていまして、都市部では資産割はありませんが、地方では、そこが財源になっていることもありますので、まだ、資産割を取ってはないということではないのですが、やはり二重課税といった意味合いが、どうしても持たれますので。
越川市長	最終的には、廃止すべきものですが、一気にやるのか、段階的に、もう少し緩和しながら、介護分の上昇を抑えるのかという、この辺の見極めだと思います。
間山委員	一気にやってしまった場合でも、7,000万円を介護分だけではなく、他に財源の確保というのは可能性はあるのですか。
小保方室長	結局、医療分、後期分、介護分、この3つで集める以外に方法が無いので、介護分を抑制するのであれば、その分、後期分とかで少し上げる形になります。ただ、現状でも、資産割を除いて、医療分と後期分で1億円くらいのプラス、後期分が7,000万円くらいマイナスという状況なので、今でも少し医療分で見てもらっている部分がありますので、その辺をトータルで考えていければと。
間山委員	<p>特定健診を行っているが、何らかの効果があって、どのくらい医療費が少なくなったとかですね。そういう検証というのはあるのでしょうか。</p> <p>私は、あまり受診率がですね、同じ人ばかりが来て、新規に来る方がいなくて、そういう受診しない方が大病をやっているというパターンがあるのではないかと思うんですが。そういうのを無くさない、あまり意味がないですよ。特定健診というのは、その辺もちょっと考えてみたらどうかと。特定健診は、今でも全国的にやっていますからね。</p>
小保方室長	<p>特定健診の受診率を上げましようというのは、ずっと言われ続けていますし、このまま、たぶん当分続くかと思うんですけども。</p> <p>確かに、それをやったから医療費が、どの程度抑制できたのかという検証は、多分不可能なのではないかと。その方が、健診を受けたから、将来、重症化しなかったのか。健診を受けていなくても重症化しなかったのか検証のしようがないので、なかなか、そこは数字で何かを求めるというのは難しいのかなと思います。ただ、健診受診率が高いところの方が、例えば、医療費の全体が低いからとか、傾向的なものはあるかとは思いますが、食生活とか、そういった部分が大きい場合もありますので、なんとも難しいのかと。</p>
間山委員	<p>例えば、全然、健診も受けていない人が病気になって使う医療費とか、その辺の金額というのは、ある程度わかるのではないかと思うんですが。ちゃんと健診を受けていた人が病気になって使う金額と全く健診を何年もやっていないで、突然病気になって使う医療費と、その比較とかですね、そういうのもあってもいいかなという気はするんですけどね。</p> <p>まあ、確かに長い目で見ないと結論というか、どう判断するのかは難しいのかもわからないですけども。</p>
小保方室長	健診を受けている方の医療費と健診をずっと受けていない方で、これだけ差があるというような分析は、今ちょっと手元にないですけども、そういった分析というのもあったかと思えます。ただ、すごく大きな違

	<p>いがあったのですけれども、分析手法まで、ちょっとわからないので。</p>
間山委員	<p>例えば、受診率の高いところは、差があまりないとか、そういうのがわかるといいと思うんですけれどもね。</p>
小保方室長	<p>健診の関係は、こちらでも調べさせていただきます。</p>
佐野委員	<p>初めて参加させていただいて、制度とか、いろいろ細かい面での意見というのは、言えないんですけれども。</p> <p>まず、今回の問題としている資産割の廃止については、本来は望ましくないという点と税の二重取りという点から廃止するというのは致し方ないかなと思います。</p> <p>で、これも段階的ではなく、廃止するならば、すばっと一気に0%にした方がいいのではないかなと個人的には思います。</p> <p>介護分の引き上げについても、これは、現在、6割程度しか確保できていないという説明からも引き上げは致し方ないかなと思いますが、資料4にある2.5%や2.6%とかについて、介護該当者の1人当たりの保険料を見ると、現行が30,327円、それに対して、0.1%ですけれども2.6%取ると42,347円、青の2.5%だと40,795円、千円の位の所は、かなりイメージが違うので、ここまで上げるのは、何年後かの改定の時にで、今回は、低い方で抑えて、医療分と後期分で相殺するというのいいのではないかと思います。</p>
柏熊委員	<p>長時間、会議をしていて、新委員も多く、今日聞かれたことが、今日資料を渡されて初めてで、こういった議事録を残さないといけないんでしょうけど、後で回答書などでの回答では駄目でしょうか。</p> <p>ただ、資産割は廃止した方がいいとか、不公平だとか、いろいろあると思いますので、もう一度自宅に帰って、資料を見た後で、聞き取り調査をしていただいて、次回の会議に臨むのが効率的ではないかと思えます。</p>
鷺山会長	<p>私も、まったく同じ意見でして、最後に私も言おうと思っていましたけど、この問題というのは、非常に難しいというか、悩ましいところがありまして、なかなか、今日は自由闊達な意見ということで、皆さんにお話ししていただくかということで、お集まりいただいたんですが、先ほど事務局の方から、ある程度の方向性と保険料率の見直しで絞られたのは、介護分の引き上げをどうするか、それから資産割の廃止という、この2点に絞られたわけですから、これらについて、先ほど、いろいろありましたけれども、急激な引き上げとか負担増とか、いろいろな問題がありますので、その中で、皆さんのご意見をある程度いただいて、後は、また、事務局の方で検討していただくかと。</p> <p>さらに、持ち帰って見直していただいて、何か意見等ありましたら、保険年金室の方に電話等で結構ですので、直接連絡いただきたいと思っていたわけですが、ぜひそのような形でお願いしたいと思います。</p>
小保方室長	<p>今日、お配りした資料、横版の資料と縦版の資料が、大まかな説明となっておりますので、見比べていただき、何かご意見等、言い切れなかった部分とか、まだあるかと思えますので、ぜひ多くの意見を寄せてい</p>

	<p>ただければと思います。</p>
<p>鷺山会長</p>	<p>その他、ご意見とかございますか。 意見も出尽くしたというか、意見も無いようですので、その他のこれ以外の件でも結構ですので、何かありましたら、ご発言をお願いいたします。 無いようなので、これをもちまして、本日の協議会を終了といたします。 先ほど申し上げました、この資料を今一度ご覧いただきまして、何かございましたら、ご意見等をよろしくお願いいたします。 本日はありがとうございました。</p>
<p>渡邊主査</p>	<p>鷺山会長、議事進行ありがとうございました。 以上をもちまして、令和3年度第2回銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。 本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。</p>

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員